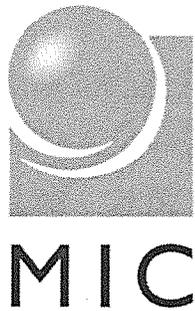


「ふるさと納税」について



平成26年10月9日

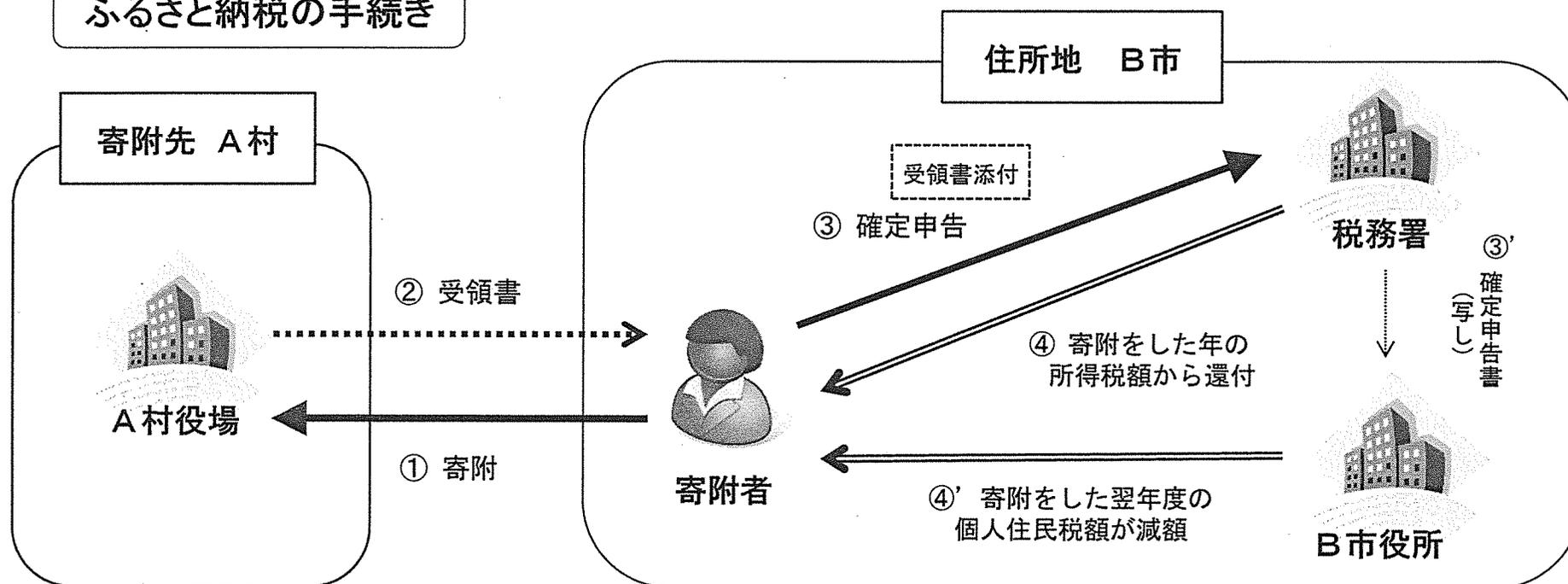
総務省

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

ふるさと納税の手続き



ふるさと納税の控除額の計算について

ふるさと納税による控除の概要

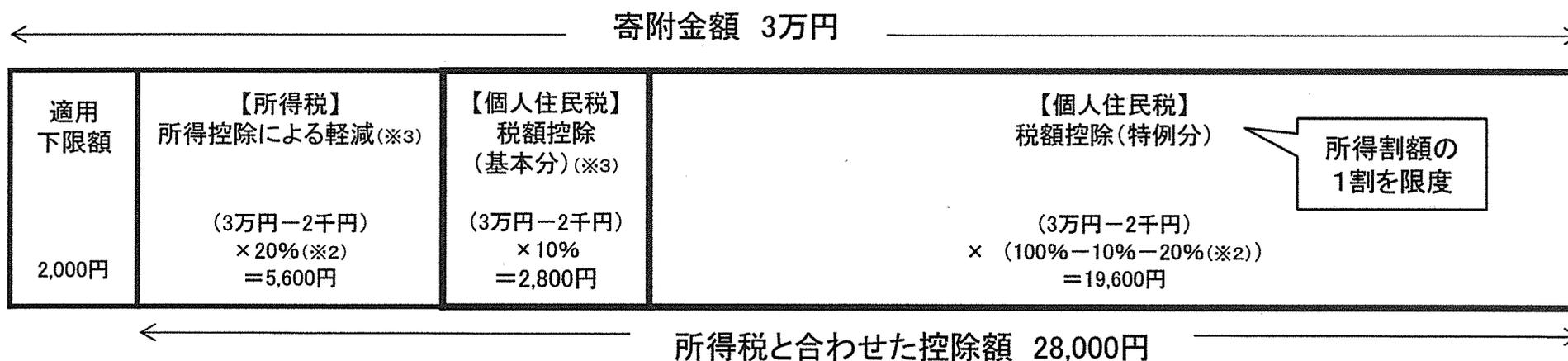
都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(寄附金-2千円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0~40%(※))が軽減)
- ② 個人住民税(基本分)・・・(寄附金-2千円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)・・・(寄附金-2千円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~40%(※)))

→ ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の1割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~40%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額の30%が限度。

全額控除される寄附額の目安(2,000円を除く)

年収	全額控除される寄附額
300万	12,000円
500万	30,000円
800万	66,000円
1,000万	90,000円
2,000万	277,000円

※給与所得者、夫婦子なしの場合

「ふるさと納税」に係る寄附金控除額等の推移

	人数	寄附金額 (百万円)	1人あたり 寄附金額 (千円)	税額控除額 (百万円)	1人あたり 税額控除額 (千円)
平成21年度 (ふるさと納税導入)	33,149	7,259	219	1,891	57
平成22年度	33,104	6,553	198	1,805	55
平成23年度	33,458	6,708	200	2,043	61
平成24年度	741,677	64,914	88	21,017	28
平成25年度	106,446	13,011	122	4,526	43
合計 (平成21年度～25年度)	947,834	98,445	104	31,282	33

※ 「市町村税課税状況等の調」及び「寄附金税額控除に関する調査」を基に推計した数値である。

※ 平成24年度に寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げている。

「ふるさと寄附金制度」(「ふるさと納税」)の拡充

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(抜粋)(平成26年6月24日閣議決定)

(元気な地方を創るための取組の推進)

「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

4. 寄附者との関係づくり

今回の調査結果において、寄附者との関係づくりのための取組として、「お礼状・感謝状等の送付」との回答が約9割、「広報誌・パンフレット等の送付」との回答が都道府県で約7割、市区町村で約5割、「特産品等の送付」との回答が約5割あり、各都道府県、市区町村においては、その実情に応じて創意工夫を行っているものと考えられます。ただし、特産品等の送付については「問題はあるが、地方の良識に任せるべき」と回答した団体も、都道府県で約3割、市区町村で約2割あることを踏まえ、適切に良識をもって対応してください。

※ 平成25年9月13日付事務連絡

※ 総務省自治税務局市町村税課より各都道府県税務担当課・市町村担当課宛てに発出

全国知事会

要望・提言書(抄)

(※ 平成26年10月7日 高市総務大臣あて)

3 ふるさと納税の拡充

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討していただきたい。

なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要があります。